

生活困窮者自立支援制度 ニ ュ ー ス レ タ ー



第 5 回「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」における議論の様式



甲賀市自立相談支援機関の様子



小樽市「たるさば」のみなさん



越前市「くらしごとさばーと」のみなさん

当室では、生活困窮者自立支援法の 3 年後見直し規定等に基づき、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うため、昨年 10 月より、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を開催しています。本年 1 月末までに計 6 回開催しており、前回の第 6 回検討会では論点整理案についてご議論いただきました。今後、論点整理をとりまとめ、社会保障審議会の部会で制度の見直しについて検討を行っていく予定です。各自治体、支援機関でも今年度の支援状況を振り返り、来年度の事業展開等のご検討の最中かと思います。

昨年 12 月からは、各地の自治体にお邪魔して、自治体や、自立相談支援機関の職員の皆様との意見

交換を通して、支援の実情や課題を把握し、支援内容の充実に向けた方策に生かしていく試みをしています。今後、その場で聞かれた意見等もニュースレターでご紹介させていただきます。

今号では生活困窮者支援制度の施行 2 年目に入り、「地域づくり」に向け、人と人とのつながりを生み出す仕組みづくりを始めた北海道小樽市より報告させていただきます。

本号の内容

- 1 巻頭言
- 2 自治体通信 北海道小樽市
- 3 特定求職者雇用開発助成金について
- 4 れぽーと 福井県越前市、滋賀県甲賀市
- 5 本号で紹介した資料等について





北海道小樽市「いま」 ～「小樽モデル」の生活困窮者支援～

北海道小樽市生活サポートセンター「たるさぽ」主査 菊地 英人

1 小樽市の概況

小樽市は北海道後志地方の東側に位置し、古くから北海道有数の港湾都市として発展してきました。市内に 100 店舗以上を構える寿司の街として知られることなどから近年では観光都市としても人気が高く、毎年 700 万人以上の観光客が訪れています。反面、人口は昭和 39 年に 20 万人を超えたのがピークで、その後減少傾向が続き、平成 28 年 3 月末現在で 122,088 人です。

生活保護受給の状況については、被保護人員は 5,065 人、保護率は 41.1%となっており、北海道内においても高い水準となっています。

2 生活困窮者自立相談支援事業等に係る実施体制

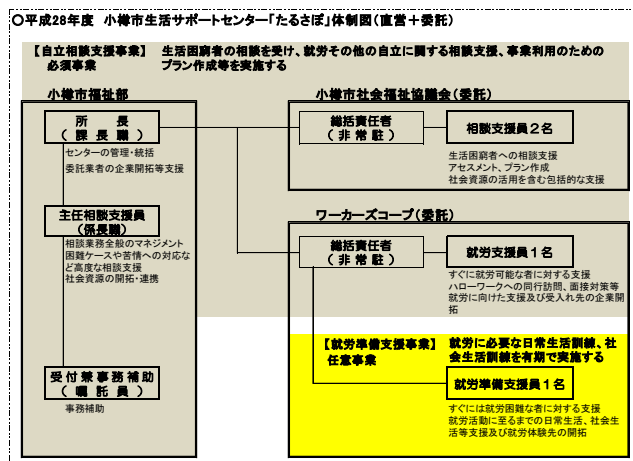
小樽市では生活困窮者自立支援法の施行 1 年前より事業実施に向けた準備を進めるために部署を新設し、様々な角度から実施体制について検討を行いました。特に自立相談支援事業の実施体制に関しては、直営方式では職員配置が困難であること、また委託方式では運営実績のある企業が市内にないこと等の問題があり、最終的には直営と委託の共同体方式で実施することになりました。

職員体制は、小樽市職員 3 名（所長 1 名、主任相談支援員 1 名、嘱託員（事務補助） 1 名）、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会職員 1 名（相談支援員 1 名）、特定非営利活動法人ワーカーズコープ職員 1 名（就労支援員 1 名）の計 5 名体制でスタートしました。

自立相談支援機関を、三者の共同体方式で運営するという、いわば苦肉の策だったのですが、結果的には庁内連携を円滑に行うことができる市直営の強み、地域でのネットワークづくりを従前より進めてきた社会福祉協議会の強み、法人として就労支援に取り組んできたワーカーズコープの強みなど、それぞれの強みを持ち寄ることで幅広い相談業務に対応することが可能となったと考えています。運営当初

は公務員の法重視の考え方や、民間の利益重視の考え方の違いなど、戸惑うこともありましたが、今では同じ仕事に携わるチームとして、まとまりのある職場になっています。また、平成 28 年度からは、増加傾向にある相談件数に対応するために、相談支援員を 1 名増員して体制強化を図っています。

任意事業については、当初より就労準備支援事業に取り組んでいます。就労準備支援事業についても特定非営利活動法人ワーカーズコープに委託し、事業担当者 1 名が自立相談支援機関と同じ事務所で勤務しています。この体制により自立相談支援事業から就労準備支援事業へのつながりが円滑に行えることとなり、必要に応じて初回面談から就労準備支援事業の担当者が同席することが可能となっています。



3 新たな貸付制度の創設

自立相談支援事業に寄せられる相談は複雑かつ多岐にわたることが想定されました。しかしながら、小樽市においては活用できる社会資源が豊富な状況ではなかったため、新たな制度づくりも含め、様々な悩みを抱える生活困窮者への支援方法の確保が急務と考えました。

特に窮迫状態にある世帯に対して、当面の生活費を確保するための貸付制度が必要であると考え、小樽市社会福祉協議会と協議を重ねてきました。

小樽市社会福祉協議会では従前より独自制度として「緊急生活救援資金貸付」（上限 5 万円、保証人無しの場合は 1 万円まで）がありましたが、相談者の多くは保証人の確保が困難なこと、あるいは早急に転居しなければならないが、そのための費用が捻出できないなど、従前の制度では問題解決には対応しきれない場合があるのではないかと考えました。小樽市社会福祉協議会との協議の結果、「生活困窮者自立支援資金貸付」（上限 10 万円、保証人無しの場合は 3 万円）を小樽市社会福祉協議会に創設していただきました。この貸付制度では、申込日の翌日には貸付が可能であり、昨年度新規相談受付数 255 件のうち、当該貸付を利用した件数は 50 件にのぼり、小樽市の生活困窮者支援において重要な役割を果たしています。

また、当該貸付の他にも、小樽市社会福祉協議会では緊急かつ一時的に生活物資の提供が必要と認められる世帯に対し、年 1 回 5,000 円相当の物資を提供する「生活困窮者物資支援事業」を平成 27 年度から創設し、食糧を始めガソリンや灯油など本人のニーズに合わせて現物支給を行っており、これらの制度を活用して相談者への支援を行っています。

4 次のステップへ（「ふくし 100 人会議 in おたる」）

平成 27 年度は想定した件数以上の相談が寄せられました。相談者からは、「今までどこに相談して良いかわからなかった。」「相談したことはあるが解決に至らず諦めていた。」という声が多く聞かれました。このことから、今までの相談支援体制が不十分であり、残念ながら支援から漏れている方が地域に存在するということが改めて浮き彫りになりました。

このような現状を踏まえ、①小樽市における福祉課題について多くの市民の参加により明らかにすること、②明らかになった課題を多くの方と共有すること、③課題の解決に向け協働していく仕組みを構築すること、を目的として、平成 28 年度より「ふくし 100 人会議 in おたる」を開催しています。

この会議は、「子どもの居場所づくり」などあらかじめ設定したテーマについて興味がある市民であれば誰でも参加可能としています。実際に課題解決に向けた取組を行っている方の活動報告後に、ワールドカフェ方式で自由に話し合いながら、課題解決に向けたアイデアを出し合うというものです。

小樽市には前述したとおり社会資源が豊富にある状況ではありません。しかしながら、課題解決に向けて取組んでいる方がおり、その方々をつなげることでによりネットワークを作り、大きな力とすることができると会議の開催を通じて確信しています。



5 終わりに

生活困窮者自立支援制度の施行 1 年目となる平成 27 年度、自立相談支援機関としての「たるさぼ」は、試行錯誤しながらも多くの相談ケースに対応してきました。2 年目に入り、個別の支援はもちろんのこと、この制度の目標の 1 つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」にも意識しなければなりません。「たるさぼ」では「地域づくり」を始めるに当たり、様々な企画を通じて、人と人とのつながりが生まれるような仕掛けづくりを行うこと、それと同時に地域で活動している方の情報を収集して積極的に関わりながら、ネットワークの中心になっていくことが必要だと考えています。

現在は、「小樽市に子ども食堂を作ろうプロジェクト」を立ち上げ、地元の大学である小樽商科大学の学生と協議しています。意欲のある学生が子ども食堂の開設を目指すに当たり、協力者を募る意味ことを目的に、「ふくし 100 人会議 in おたる」を再度開催する予定です。

また、子ども食堂の食材や、その日の食糧がない相談者にすぐに手渡せる食糧の寄付をいただけるよう、市内の企業に協力を求める活動を始めています。

このように、多くの人々との連携や協働により、地域の問題を解決できるためのシステムづくりに今後とも取り組んでいきたいと考えています。

就労支援中の方を雇用する事業主に助成金が支給されます!!

平成 28 年 10 月 19 日から、**特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）**が創設されました。ハローワークでは、本助成金の活用を希望する支援対象者の個別求人開拓を行う等、より積極的な就労支援をすることとしています。自立相談支援機関においても、本助成金を生かした就労支援（職場開拓）、ハローワークと連携した支援をよろしくお願いします。

【概要】

自治体からハローワークに対し就労支援の要請があった生活保護受給者や**生活困窮者**をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する（雇用保険の一般被保険者）場合に事業主に対して助成金が支給されます。

助成金の支給を受ける事業主は、雇い入れた方に対する配慮事項等についてハローワークに報告する必要があるほか、雇い入れから約 6 か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行い、職場定着の支援が行われます。

【支給対象となる方の主な要件】

以下の①～③のいずれにも当てはまる方

- ① 雇入れ時点において、「生活困窮者」（自治体が自立支援計画の作成を行った方で、計画に記載された目標の達成時期が到来していない方）であること。
- ② 自治体が労働局・ハローワークと「生活保護受給者等就労自立促進事業」に係る協定を締結し、この協定に基づき、自治体からハローワークに就労支援要請がなされている方であること。
- ③ 雇入れ時点において、ハローワークに提出されている支援要請書に記載された就労支援期間内であること。

【支給額】

6 か月ごとに第 1 期、第 2 期、一定額が支給されます。

対象労働者	企業規模	支給対象期間	支給額		
			第 1 期	第 2 期	支給総額
短時間労働者 以外の労働者	大企業	1 年	25 万円	25 万円	50 万円
	中小企業	1 年	30 万円	30 万円	60 万円
短時間労働者	大企業	1 年	15 万円	15 万円	30 万円
	中小企業	1 年	20 万円	20 万円	40 万円

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139221.html>

福井県越前市 地域の特性と社会資源を活かした協働体制での取組

1 事業の実施体制

越前市は人口約 84,000 人で福井県のほぼ中央に位置しています。市民と行政の“協働”の仕組みを確立し、“自立”した、誰にとっても暮らしやすいまちづくりをめざしています。生活困窮者自立支援制度については、当事者やその家族の自立と尊厳の確保や、生活困窮者支援を通じた地域づくりに向けた取組を実施しています。同市は平成 24 年に「越前市子ども条例」を制定し、同条例に「子どもと家庭の相談窓口の一元化」「教育と福祉の連携」を掲げ、平成 25 年度には子ども・子育て総合相談室を設置しました。相談室は子どもと家庭に関する相談支援のワンストップサービスを目的とし、現在に至るまで関係機関との連携による支援を図ってきています。制度施行後も貧困の連鎖に注目し、子どもの学習支援事業やひとり親の就労支援に力を入れています。自立相談支援事業は越前市社会福祉協議会、就労準備支援事業は NPO えちぜん青少年自立援助センター、学習支援事業は社福法人越前自立支援協会（児童養護施設運営）にそれぞれ業務委託し実施しています。

2 支援状況

【自立相談支援事業】

事業は、社会福祉協議会内にある「自立相談支援センター『くらしごとさぽーと』」で行っています。相談窓口は JR 武生駅前の商業施設 4 階部分に設置され、利便性が非常に高くなっています（4 階フロアには上記の子ども・子育て総合相談室や母子保健、市民自治等の行政機関の窓口などがある）。平成 26 年のモデル事業時より実施していることもあり、就労担当者会議（月に 1 度）、支援調整会議（随時）、丹南地区（県東南部）就労担当者会議（月に 1 度）を開催するなど、関係機関との連携・情報共有も図られています。平成 27 年度は 50・60 代の方からの相談が多かったものの、今年度は各年代から相談が寄せられるようになりました。市内には大手製造企業の工場が 3 カ所あり、派遣雇用終了者や外国籍世帯からの相談が多くなっています。また、緊急の支援が必要な場合には、社会福祉協議会の独自事業として「食料支援」を実施しています。最低

限の食料を相談窓口が入る商業施設内のスーパーにて購入して手渡しするとともに、支援を開始しています。

【就労準備支援事業】

事業の委託先は障がい者の生活・就労支援やフリースペース、グループホーム事業等を行っています。支援メニューとして事業所内での軽作業、屋外作業、農作業、就労体験等を用意し、事業所までの通所が困難な対象者は最寄り駅まで送迎バスを利用しています。就労体験の際には、事前に他の利用者の様子の見学を行うなど、利用者の負担を軽減できるような支援を心がけています。支援を進める中で、対象者の不安解消や支援者との信頼関係の構築に時間を要することが課題となっています。そのため、就労準備支援事業の利用前に、別事業で居場所づくり事業を実施するなどの取り組みを検討しています。

【学習支援事業】

子どもの居場所づくりの一貫としての集団支援（地域が実施）と、家庭訪問や放課後の空き教室を活用した個別支援（委託事業）を実施しています。集団支援については地域ボランティアや学生ボランティアが対応し、個別支援は児童養護施設の職員が実施しています。不登校や受験を控えた子ども、貧困や虐待リスクなど気になる家庭環境にある子どもなど、それぞれの特性や課題に応じた支援を行っています。また、子どもとの年齢差が少ない若手の専門職員による対応が可能となり、一人ひとりへの寄り添い支援や子どものロールモデルとなり得るなど、支援の効果も大きいと思われます。支援に際しては、保護者、子どもと面接を行い、事業への参加の同意を得て、学校側とも調整を行った上で実施しています。

【所感】

相談窓口の一体化や設置場所、庁内の関係部署や地域の社会福祉施設との連携を活かした各事業の展開など、既存の社会資源を最大限活かした支援体制について、他自治体にも参考となる要素が含まれているように思います。また、支援者同士の顔が見える関係を構築しやすいという地方都市のメリットを最大限に活用されていると思います。

滋賀県甲賀市 子どもの学習支援事業「学んでいこうカ」の取組

1 事業の実施体制等

甲賀市の人口は約92,000人で滋賀県の南東部に位置しています。生活困窮者自立支援事業において、支援を充実させるため、平成28年度からはすべての任意事業に取り組んでいます。任意事業すべてに取り組むことで、支援の幅を広げ、自立に向けた支援が容易となり、支援する側にとっても負担の軽減にもつながっています。自立相談支援事業、一時生活支援事業は市直営、学習支援事業は直営で1教室をNPO法人に委託、家計相談支援事業は甲賀市社会福祉協議会、就労準備支援事業は社会福祉法人に委託し、事業を実施しています。



2 学習支援事業「学んでいこうカ」の取組

子どもの学習支援事業では、「心癒やされる居場所作り」、「生活習慣の確立と子ども食堂の取り組み」、「将来への夢や職業観を持たせる」、「基礎的な学力定着と学力向上」の4点を柱として取り組んでいます。支援内容としては、地域の方々や大学生ボランティアによる宿題や自主学習等の指導、小学生や中学生、高校生と大学生など異年齢間での人的な交流や、様々な分野の専門家の講師による子どもの将来への展望につなげる学習機会の創出等を心掛けています。平成27年度は、まずは学習支援事業「学んでいこうカ」の組織づくりと事業開始を大きな目標として1教室を開校し、平成28年度は支援を必要とする子どもに対応するため、さらに2カ所増設して3教室で実施しました。また、平成28年度は学校との連携をより密にし、事業の目的や具体的な内容につ

いて理解を得るために市内全ての学校訪問を行い、子どもについての情報共有など連携して支援に取り組んでいます。今後は、より多くの支援が必要な子どもたちに利用してもらえるよう、開催場所を増やすことを検討しています。また、参加する子どもに対する支援だけでなく、この事業を通じた、子どもの親に対する継続的な支援につなげていきたいと考えています。

こうしたなかで、参加する子どもの増加に伴い、ボランティアスタッフの確保や支援体制、教室のスペースの確保が課題となっています。

3 その他の事業の取組状況

【自立相談支援事業】

庁内の様々な窓口で受け付けた相談のスムーズな連携には、「つなぐシート」を作成して対応しています。また、相談支援を行っていく上で、支援の充実のために、社会福祉協議会・就労準備支援事業の委託先の社会福祉法人等の関係機関とケース検討会を毎週実施しています。その他、税・福祉の関係課や保健師等と情報交換を行い、連携が密になるように取り組んでいます。多くの複合的な問題を抱える相談者が多く、チーム支援が不可欠になっています。また、社会資源の開拓や活用方法等については近隣市とも情報交換を行い、支援内容の充実を図っています。

【家計相談支援事業】

家計状況を明らかにし、具体的な課題の把握、助言を行い、債務整理や貸付の斡旋、公共料金支払手続きでの支援、法律相談への同行支援など、具体的な支援に繋ぐように心掛けて取り組んでいます。また、事業の委託先の社会福祉協議会が自立相談支援機関と同一施設内で実施していることから、貸付相談や貸付後も伴走支援を行うことが可能となっています。家計相談支援事業の実施により、今までよりも相談者と継続した関係を作りやすく、深く関わるができるようになったと実感しています。

【一時生活支援事業】

平成 27 年度は市内のビジネスホテルを利用して実施していましたが、「就労支援を行うも、採用に至るまで長期間となる」「所持金がないために、生活保護の申請に繋ぐこととなる」等の課題が浮かび上がりました。平成 28 年度からは、社会福祉法人の施設に支援対象者を受け入れてもらえるようになったことにより、個々のニーズに合わせた支援の提供ができるようになりました。

【就労準備支援事業】

離職を繰り返す相談者や、ひきこもり状態にある相談者が多いことから、一般就労が難しい相談者への支援を充実させることを目的として、平成 28 年度より事業を委託により開始しました。対象者を事業に繋げることがなかなかできず、支援の難しさを実感しています。

また、ひきこもり支援については、相談者の状況把握のため相談支援員が保健師とともに自宅を訪問後、関係課で開催する「支援検討会議」で支援方針を検討する体制を取っています。ひきこもりがちな人を支援していくためには、「本人・家族」「関係機関（学校・作業所・病院等）」「地域の関係者（民生委員等）」の連携が重要であり、協力して支える体制作りを行っていきたいと考えています。

【所感】

学習支援事業や自立相談支援事業などの支援を行っていく中で生じる課題についても、支援対象者が自立に向かって意欲的に取り組めるようにという視点から、支援内容の充実に向けた取組を継続されていることが印象的でした。

本号で紹介した資料等について

資料等の名称	主な内容等
自治体短信掲載自治体（自立相談支援機関）等の紹介 New !	
北海道小樽市	・小樽市生活サポートセンター（たるさぼ） http://www.city.otaru.lg.jp/simin/sodan/tarusapo/
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（平成 28 年 9・10・11 月分をホームページに掲載） New !	
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について	・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について）に毎月の調査結果を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html
ブロック会議資料（第 2 回ブロック会議資料をホームページに掲載） New !	
ブロック会議資料	・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ）に厚生労働省資料を掲載 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000148264.pdf
生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 （第 3 回、第 4 回、第 5 回、第 6 回検討会資料をホームページに掲載） New !	
検討会資料	・厚生労働省ホームページ（審議会・研究会等>社会・援護局（社会）が実施する検討会等）に検討会資料を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=382987

（編集後記） 巻頭言でも紹介しましたが、現在自立相談支援機関の支援担当者の方々との意見交換会を行うべく、全国各地を訪問しています。遅ればせながら、アウトリーチ活動を本格化し始めた所です。直接会って得る情報はとても貴重で、関係づくりにも有効なことを再確認し、「情報は足で稼げ。ただし時間がかかる。」とつくづく実感しています。（い）